

風水害時における相互協力に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）、杜の癒しハウス文京関口（以下「乙」という。）及び警視庁大塚警察署（以下「丙」という。）は、風水害時における相互協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、文京区の区域内（以下「区内」という。）で集中豪雨、台風等により河川の氾濫、大規模な内水氾濫等の風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「風水害時」という。）において、区内に居住し、勤務し、若しくは在学し、又は区内に滞在し、若しくは区内を通過する者（以下「区民等」という。）の安全確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲、乙及び丙は、次項から第7項までに定めるところにより、相互に協力する。

- 2 甲、乙及び丙は、風水害に関する情報を入手したときは、相互に情報を共有するとともに、区民等に注意喚起のための情報発信等を行い、当該風水害による被害の拡大防止を図るものとする。
- 3 乙は、風水害時における区民等の安全確保のため、乙の施設の一部を一時的な垂直方向に避難する滞在場所（以下「垂直避難場所」という。）として、開設するものとする。
- 4 乙は、風水害時において垂直避難場所の管理及び運営を行うものとする。
- 5 乙は、風水害の初期対応時に備え、水、食料等の物資（以下「備蓄物資」という。）を可能な範囲で整備するものとする。
- 6 乙は、風水害時において垂直避難場所に収容した区民等に、備蓄物資を提供するものとする。
- 7 丙は、乙に対し、第3項の規定により乙が垂直避難場所として使用する施設に関し、事前に災害対策に必要な事項を助言し、及び指導するものとする。

（対象施設、受入可能人数等）

第3条 前条第3項の規定により乙が垂直避難場所として使用する施設（以下「乙施設」という。）は、次のとおりとする。

名称	所在地	使用箇所	受入可能人数
杜の癒しハウス 文京関口	文京区関口一丁目14番12号	3階 共用スペース	30人
		4階 共用スペース	30人

- 2 乙施設に区民等を受け入れる際は、前項に規定する使用箇所のみを区民等に使用させるものとし、乙の許可なく、その他の場所に立ち入ることを禁止するものとする。

（協力要請）

第4条 甲が第2条第3項及び第4項に規定する協力を乙に要請する場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、口頭、電話、電子メール等により行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

2 甲は、第2条第3項及び第4項に規定する協力を乙に要請したときは、丙に対し、その旨を電話等の通信手段を用いて通知するものとする。

(垂直避難場所の開設等)

第5条 乙は、風水害時において乙施設の状況を速やかに調査し、区民等を安全に受け入れることが可能であることを確認した後、乙施設に垂直避難場所を開設し、区民等に提供する。この場合において、甲は、当該開設に協力するときは、乙の活動の妨げとならないよう配慮するものとする。

2 丙は、乙が前項の規定により垂直避難場所を開設したことを知ったときは、必要な情報発信等を行い、区民等の迅速な避難行動を支援するものとする。

3 甲は、前条第1項の規定による要請に基づき開設された垂直避難場所の運営に協力するものとする。

4 甲は、前条第1項の規定による要請に基づき開設された垂直避難場所を利用する必要がなくなったときは、乙に当該垂直避難場所の閉鎖を要請するものとする。

5 甲は、乙が前項の規定による要請に基づき垂直避難場所の閉鎖し、乙施設を原状に復するときは、これに協力するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、第2条第6項の規定により乙が区民等に提供した備蓄物資の購入に要する費用を負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用の額については、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 第1項に規定する費用以外の費用の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(開設期間)

第7条 垂直避難場所の開設期間は、風水害時から、その施設周辺の風水害が収束するまでとする。

(秘密の保持)

第8条 甲及び丙は、乙施設に受け入れた区民等以外の者に係る個人情報を乙の施設から持ち出してはならない。

2 乙は、この協定に基づく区民等の受入れに関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

3 前2項の規定は、この協定が有効期間の満了又は解除により効力を失った後も、なおその効力を有するものとする。

(防災訓練の協力)

第9条 甲及び丙は、乙が行う防災訓練に協力するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の3月前までに、甲、乙又は丙から解除又は変更の申出がないときは、当該期間は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲、乙及び丙は、この協定の有効期間中であっても、協議の上、この協定を変更することができるものとする。

(協議)

第11条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙丙協議の上、決定する。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙署名の上、各1通を保有する。

令和3年12月8日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲 文京区
代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都文京区関口一丁目14番12号
乙 杜の癒しハウス文京関口
代表者 施設長 山田 渡

東京都文京区音羽二丁目12番26号
丙 警視庁大塚警察署
代表者 大塚警察署長 田中 彰仁